

「寺家ふるさと村四季の家」の利活用に関する サウンディング型市場調査（対話 2 回目）実施要領

横浜市では、「寺家ふるさと村四季の家」について、ふるさと村の地域活性化に寄与する拠点として、公民連携による活用の検討を進めています。

今回の対話では、令和 7 年度に実施した第 1 回サウンディング調査の結果等を踏まえた事業条件案を示し、事業者の皆様から具体的な事業提案や条件に関する御意見を伺います。

● 対話の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。）

【期 間】 令和 8 年 8 月 31 日（月）～令和 8 年 9 月 11 日（金）

【場 所】 横浜市役所会議室 ※日時連絡の際に、具体的な会場を御案内します。

【対象者】 四季の家を活用した事業実施に関心があり、事業の実施主体等となる意向を有する法人又は法人のグループ等

【方 法】 対面又は WEB 会議システムによる対話（1 事業者ごと 1 時間程度）

● 対話参加の申込み（事前申込制）

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、E メールに添付の上、期間内にお申し込みください。

【申込期限】 令和 8 年 9 月 9 日（水） 17 時 00 分まで

【申 込 先】 横浜市 みどり環境局 農政推進課 地域づくり担当

E メール： mk-chiikidukuri@city.yokohama.lg.jp

メール件名は【対話参加申込】としてください。

【留意事項】 ① 対話希望日時を 5 つ以上選択の上、希望順位も御記入ください。お申し込みいただき次第、順次日時等を御連絡します。※希望日時に添えない場合があるので御了承ください。

② 質問がある場合は、先に対話参加のお申し込みを済ませてからお送りください。

対話参加のお申し込みがない場合は無効とします。

質問提出期限：令和 8 年 8 月 17 日（月）17 時 00 分 まで

質問回答日：令和 8 年 8 月 21 日（金）

※回答は以下のウェブサイトに掲載します。

横浜市 | 寺家ふるさと村四季の家の利活用に向けたサウンディング型市場調査について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/noutaiken/shizen/shikinoietaiwa.html>



1 事業の概要

本市では、良好な田園景観を有している農業地域の農地や樹林を将来にわたって保全するとともに、農業の振興を図ることを目的として、「横浜ふるさと村事業」を実施しています。

総合案内所である「四季の家」については、竣工から約 40 年が経ち老朽化が進行していることから、今後改修工事を予定しています。改修にあわせ、地域の拠点となるとともに収益面等も含め持続的な運営が可能となるよう、その利活用について、地元住民の方々と検討を行っています。

昨年度実施したサウンディング調査（１回目）では、四季の家の利活用の可能性について、幅広く御意見、御提案をいただきました。

（参考）サウンディング調査（１回目）対話結果（令和 7 年 1 2 月）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/noutaiken/shizen/shikinoietaiwa.files/0010_20251211.pdf



今回の対話では、地元住民の方々との検討内容や、昨年度のサウンディング調査の結果等も踏まえ、事業者公募に向けた事業条件案をお示ししたうえで、四季の家における事業提案及び条件案に対する御意見を伺います。

今回の対話を踏まえて公募条件等を検討し、令和 9 年度以降に事業者公募を実施する予定です。

（参考）今回の対話の位置づけ

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度以降
・サウンディング（対話）の 実施（１回目）	・サウンディング（対話）の 実施（２回目）※本調査	・事業者公募

※今後の状況等により、スケジュールに変更がある可能性があります。

※貸付開始時期及び事業開始時期は、本市による改修工事の進捗及び事業者公募の結果を踏まえ、今後決定します。

2 四季の家について

横浜ふるさと村事業の一環で、市民と農家を結ぶ交流拠点（総合案内所）として昭和 62 年に整備された施設です。

任意団体である「寺家ふるさと村四季の家管理運営委員会」が本市と無償貸付契約（土地・建物）を締結し、主に以下の事業を実施しています。

① 施設の管理

建物、駐車場、緑地帯等の維持管理（事業費：約 400 万円/年）

② 研修室・農産加工室等の貸し出し

研修室及び料理実習室を児童・生徒・学生の農業体験、オリエンテーリング等の野外活動、俳句作成等の文化活動、健康づくり・スポーツ、夏休みの料理実習、村民の麴や味噌造り等料理等の会場として、市民に貸し出し（貸出回数：約 800 回/年）

③ JIKE マルシェの開催

令和 6 年度から四季の家主催で JIKE マルシェを実施（年 4 回）

④ 各種教室の開催

地域農業のPRと市民の農業理解の向上を目的とした、寺家町女性部員を講師とした味噌造り教室やそば打ち教室を開催（実施回数：約70回）

⑤ ウェルカムセンター運営受託事業（横浜市みどり環境局環境活動事業課受託事業）

寺家地区における自然情報の収集・整理・発信、動植物のパネルや標本の展示解説、野外解説（各種観察会）みどりアップ関連事業に関する各種配布物等の配架、自然体験、環境学習の機会の提供などを実施（事業費：約400万円/年）

⑥ ミヤコタナゴ保護管理受託事業（横浜市教育委員会受託事業）

国の天然記念物、ミヤコタナゴの飼育池での繁殖及び飼育管理（室内外）その他淡水魚等の展示（事業費：約30万円/年 ※変動の可能性あり）

⑦ その他展示

市民グループの絵画や写真等の作品展示にホールの貸出（植物画展、青葉区児童画展、各種写真展等）

【参考】建物の情報

建物の概要	構造：鉄骨平屋造 階数：1階 建築面積：794.84 m ² 延床面積：675.64 m ² 主要用途：研修所
主な施設	展示コーナー 研修室 料理実習室 食堂 駐車場（47台）
平面図	別紙2「平面図」参照



四季の家外観



研修室



農産加工室



展示コーナー

【土地の情報】

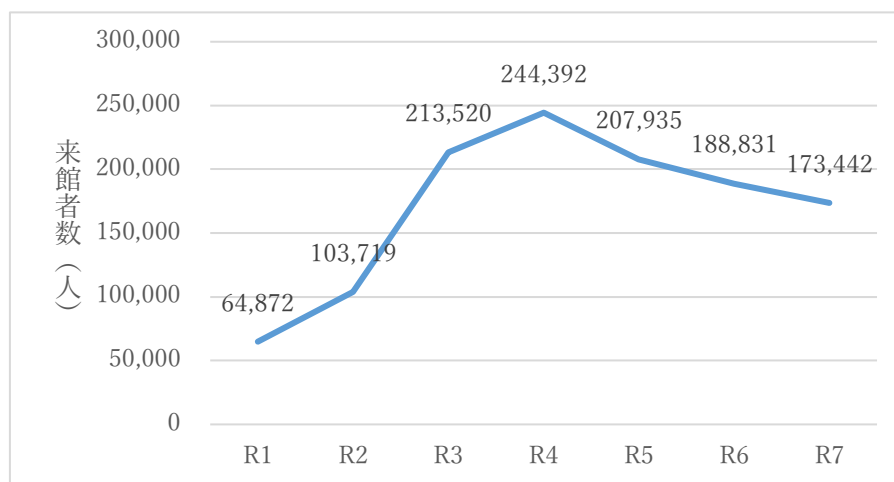
所在地	青葉区寺家町4 1 4
敷地面積	約 3,834.38 m ² ※占用部分を含んだ面積
用途地域	市街化調整区域
防火地域	防火指定なし
その他地域	用途地域の指定のない区域の制限【一般の区域】
法定建蔽率	50%
法定容積	80%、道路幅員による容積率の低減係数:0.4
高さ制限	道路斜線:1.25 / 1、隣地斜線:20m+1.25 / 1
日影規制	1.5m、3h、2h
その他	水路敷あり 水路に接している（接道は駐車場側）

【参考】横浜市行政地図情報提供システム <https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

上記ポータルからマッピー > i マッピー（まちづくり地図情報）を選択



四季の家の敷地範囲



四季の家年間来場者の推移

3 事業提案について

3-1 前提条件

(1) 計画条件

1) 土地・建物の取扱い

土地・建物は市が所有し、土地・建物一体の定期建物賃貸借契約によって貸付けます。

提案に当たっては、原則として既存建築物の範囲内での改修・用途変更を前提とし、建築面積の増加や階数の増加（増築・二階建て化等）を伴う計画は想定していません。

なお、現在四季の家の敷地に隣接する水路敷地についても、下水道河川局から占用許可を得て緑地帯及び接道として使用しています。当該土地の占用については、本件定期建物賃貸借契約とは別に、事業者を申請者として、下水道河川局から占用許可を取得することを前提とします。占用面積は賃借人が自己の負担において事前の測量により明確に確定するものとし、水路占用料は賃借人が下水道河川局に直接支払うものとし（想定金額：200万円/年）。

2) 都市計画法の制限について

市街化調整区域であるため、開発行為及び建築行為が都市計画法により制限されます。

※詳しくは横浜市「都市計画法による開発許可の手引き」を御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/kaihatsu/tebiki.html>

3) 建築基準法及び関連法規

提案事業に応じて、関連法規も含めて基準に適合する計画としてください。

4) 周辺エリアマネジメント

事業者決定後は、着工前の段階から、活用事業者、周辺地域住民、市等が一体となって、ふるさと村の地域活性化や魅力づくりに取り組む検討委員会等のプラットフォームを組成し、エリアマネジメントについて情報共有・議論の場を持ちながら事業を推進する予定です。

5) 活用にあたっての考え方

現在、四季の家の活用を含むふるさと村の将来像について、地域関係者と意見交換を進めており、検討した内容を「寺家エリアコンセプト素案」（以下、コンセプト素案と記す）としてまとめました（別紙3）。

四季の家は、寺家における「エリアコンセプト：変化する環境に柔軟に対応し、寺家エリアの本質的な魅力を育て未来につなぐ」及び「エリアコンセプトの実現に向けた方向性：①多様な人々・多世代が支え合う健康で心豊かな暮らし、②地域資源と多様なネットワークを活かしたヒト・モノ・経済の循環、③農ある空間の維持と活用、④持続可能な地域を支える共創のまちづくり」を実現する拠点として機能することが期待されます。

また、地域の拠点施設としての機能を発揮していくため、地域関係者からなる組織が直接的、間接的に四季の家の運営に関わることを想定しています。そのため、当組織との連携体制も踏まえた運営体制を提案してください。

なお、周辺の農地、樹林地、ため池等は本件貸付対象には含まれませんが、関係者及び所管部署との協議・調整のうえ、事業フィールドとして活用していくことを想定しているため、これら地域資源を活用した方策・事業内容も提案してください。ただし、農地、樹林地の一部は民有地であり、活用にあたっては地権者との調整が必要となりますので、提案には地権者との協力・連携方法も踏まえてください。

【主な地域資源】

① ため池

寺家ふるさと村には農業用水用のため池として、「熊野池」「むじな池」「大池」があります。また、雨水調整池として「新池」「居谷戸池」も存在します。現在、熊野池は釣り堀として公開されており、それ以外は立入が禁止されています。「熊野池」「むじな池」「大池」の所管はみどり環境局、「新池」「居谷戸池」の所管は下水道河川局です。活用については所管部署との協議が必要です。



むじな池



大池

② 樹林地

「寺家ふるさとの森」（市民の森）として指定されている樹林地（公開）には、民有地と市有地部分が混在しています。

また、居谷戸周辺の樹林地の一部が寺家町居谷戸特別緑地保全地区（非公開）に指定されており、指定地には、民有地と市有地部分が混在しています。

樹林地の活用については地権者及び横浜市の所管部署と協議が必要です。

市民の森制度については、横浜市ウェブサイトを御参照ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori_up/1mori/forest/shimin-mori-seido.html

（2）貸付条件

1）貸付対象

四季の家の建物及びその敷地を一体として貸し付けます。

2）貸付期間

原則 20 年とします。

3）契約形態

借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約を締結することを想定しています。

4）貸付料

事業者は、市と締結する定期建物賃貸借契約に基づき、市が定める貸付料を支払うこととします。

想定貸付料は 243,230 円/月とします。なお、水路占用料は上記貸付料には含まれず、事業者が下水道河川局に直接支払うものとします。

※本調査結果を踏まえた事業の見直しや、社会情勢等により、公募時に価額が変動する可能性があります。

※貸付料は令和 8 年 7 月 1 日時点での賃料であり、確定ではないことに御留意ください。

5）一時金

契約保証金として月額支払賃料の 6 ヶ月分を支払うこととします。

6）改修計画

建物の経年劣化が進んでいるため、本市で屋根の全面葺き替え、電気設備の更新など大規模改修工事を予定しています。

【想定スケジュール】 ※今後の調整状況等により、変更の可能性があります

令和7年度～令和8年度：基本設計

令和9年度：実施設計

令和10年度～：改修工事

【本市で実施する内容（想定）】

①構造・躯体

鉄骨造の建物本体の構造安全性の確保、及び必要な耐震補修

②外装・防水

屋根改修による雨漏りの解消、及び外壁の補修・防水工事

③一次側インフラ設備：

老朽化した受変電設備・電気基本幹線の全面更新、厨房等への給排水・ガス管の一次側（室内引込口まで）の配管施工

④バリアフリー整備

館内主要動線の段差解消、及び館内トイレの全面リニューアル（多目的トイレの新設・ユニバーサル対応化）

⑤ベース仕上げ・空調

ギャラリー及び研修室等の床・壁・天井のベース仕上げ、基幹空調設備の更新

改修にあたっては、地元住民の意見や本サウンディングの結果を設計に反映できるよう、あらかじめ設計事業者と調整を行っています。

※飲食、農産物加工、物販等に必要となる厨房設備、加工設備、什器、内装、営業許可等に必要な追加設備は、原則として事業者負担を想定しています。ただし、本市が実施する改修工事との具体的な役割分担については、本サウンディングの結果を踏まえて整理します。

（3）事業内容に関する条件

1）用途指定

用途は、案内所、展示、研修（自然体験・環境学習等）、農産物加工、地域農産物等を利用した軽飲食、地域特産物（例：農産物や木竹材）の直売等とします。なお、本敷地は市街化調整区域に存しており、上記用途が認められるよう、現在関係機関と用途変更に関する調整を行っています。

2）営業時間

施設営業時間は原則午前9時から午後8時までとします（事業者の判断で最大1時間の延長、及び短縮は可能）。市からの委託業務及び貸室機能の稼働時間は原則午前9時から午後5時までを想定していますが、事業者の判断で延長することは差し支えありません。なお、駐車場は24時間稼働可能とします。

3）維持管理の役割分担及び修繕負担区分

①市からの委託で実施するもの

施設保守管理業務（清掃、研修室の貸付管理、小破修繕、外構管理等）については、年間約500万円程度の委託を実施する予定です。ただし、駐車場の管理については、事業者負担とし、当該委託には含みません。

ウェルカムセンター事業については、委託費（約400万円）を用いる予定です。委託の主な内容は、

a) 寺家地区における自然情報等の収集・整理・発信、b) 展示解説・野外解説 c) 自然体験、環境学習の

機会の提供（無料）d)関係団体との調整、e)みどりアップ関連事業に関する情報発信と情報収集、等を想定しています。

これらの業務について、借受人に特別な負担を求めるものではありません。なお、当業務についての営業時間は原則午前9時から午後5時までとしますが、事業者の判断で延長することは差し支えありません。

なお、休館日は寺家ふるさと村四季の家の休館日に準じるものとします。

②事業者負担で実施するもの

自ら実施する事業において必要な設備や内装工事（①に該当するものを除く）については、事業者負担とします。また、契約終了時の原状回復を負担するものとします。原状回復の範囲は、原則として事業者が設置又は改修した内装、設備、什器等を対象としますが、具体的な範囲は公募条件において整理します。

4) その他

事業内容に応じた面積の指定及び建物内の位置の指定は設けていません。

ただし、既存の壁を撤去し、室内レイアウトの変更を行う場合には事前に横浜市の許可を要するものとします。

建物の用途変更又は床面積の変更を行う場合には、あらためて許可を要するものとします。

駐車場として利用する部分については、大雨時には遊水池として機能するため、当機能に影響を与える使用方法是禁止します。

施設（駐車場、軽飲食部分など）の一部を転貸することは可能ですが、あらかじめ市と協議するものとします。

3-2 提案をお願いする項目

(1) 四季の家の利活用について

「3-1 前提条件」を踏まえ、四季の家の利活用に係る事業を提案してください。

- ・用途について、案内所、展示、研修（自然体験・環境学習等）、農産物加工、地域農産物等を利用した軽飲食、は必ず導入してください。地域特産物の直売については必須とはしませんが、地域農業の振興及び来訪者サービス向上の観点から、可能な範囲で提案を期待します。
- ・コンセプト素案の趣旨に沿う利活用としてください。また、これまでの地元関係者との意見交換を踏まえ、以下の事項への配慮を期待します。

①地域の食・農に関する取組

- ・地元農家による農産物販売スペースの貸出継続
- ・味噌づくり等の地域文化を踏まえた活動の継続・発展に配慮すること
- ・地元農産物や加工品の活用、販売、商品開発につながる仕組みを検討すること
- ・農産加工機能と物販機能を有機的に組み合わせた活用を検討すること
- ・地元関係者等複数名が利用でき、製造販売許可が取得できる仕様を検討すること

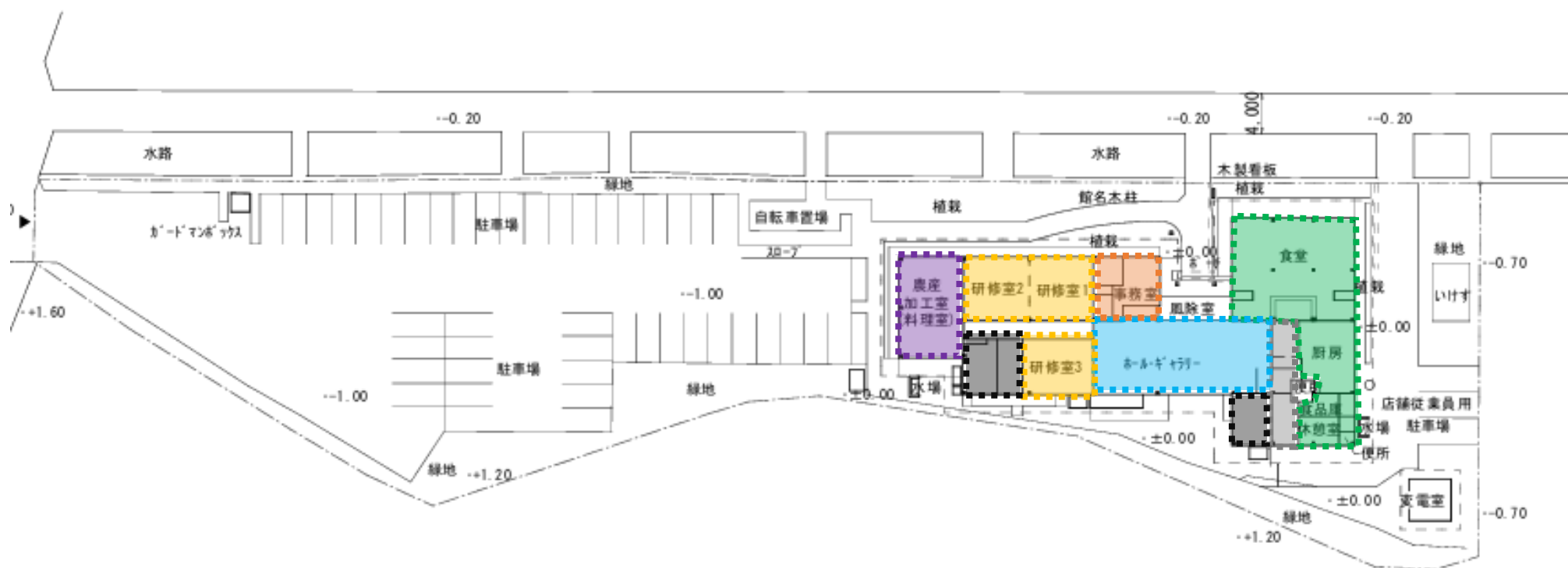
②来訪者の滞在・交流の促進

- ・軽飲食や休憩機能など、来訪者の滞在時間の延長につながる要素を検討すること
- ・マルシェやイベント等により、賑わいや交流を創出する取組を検討すること
- ・多世代・多様な主体が交流できる場づくりに配慮すること

③拠点機能の充実

- ・四季の家を拠点として、寺家エリア全体の魅力発信につながる内容とすること
- ・総合案内機能や展示機能の充実により、地域理解の促進を図ること
- ・自然・農・文化に関する情報発信の強化（デジタル活用等を含む）を検討すること
- ・既存の施設機能（研修室等）については、活用状況を踏まえつつ柔軟な再編を検討すること

- ・初期投資の内容及び規模（内装・設備等）、収益事業の内容、収支見通し（概略で可）及び採算確保の考え方を提示してください。
- ・利活用のおおむねのゾーニングは次ページの通りとします。ただし、利活用の趣旨を踏まえたうえで、各機能の配置、面積、ゾーンの範囲を一部変更する提案も可能です。
- ・展示解説、野外解説の内容、自然体験・環境学習（研修等）については、ウェルカムセンター事業として本市が委託する業務と、事業者が自主事業として実施する業務が想定されます。具体的な分けについては、本サウンディングの結果を踏まえ整理します。
- ・農産物加工機能については、営業許可の取得主体、衛生管理、複数利用者の利用方法、製造物の販売方法、責任分担についても、可能な範囲で提案してください。



ゾーン	用途	備考
	軽飲食	「地域特産物の直売」スペースを追加することも可能
	案内所、展示	「地域特産物の直売」スペースを追加することも可能
	研修(自然体験・環境学習等)	研修室の一部を「地域特産物の直売」スペースとして活用することも可能
	農産物加工	地域の6次産業化推進、地産地消の促進を目的とすること
	事務室	
	トイレ	
	その他スペース	・利活用のアイデアがあれば提案すること
なし	外部空間エリア(駐車場、その他)	■ 駐車場について ・24時間稼働とし、利用者の安全確保、適切な運営・管理体制を構築すること ・適切な料金体系を構築すること ・ハイシーズン時の混雑緩和、周辺道路への路上駐車対策について留意すること ■ その他 ・利活用のアイデアがあれば提案すること

【参考】四季の家駐車場の利用実態調査(令和4年度)

調査日	駐車台数(台)
令和4年12月15日(木)	160
令和5年2月3日(金)	121
令和5年2月24日(金)	122
令和5年3月29日(金)	192

(2) 四季の家利活用に向けた運営体制について

地域団体や地元関係者との連携を踏まえた四季の家の運営体制を提案してください。

- ・以下に示す運営パターン案から、想定する事業形態を提案してください。
 - A. 民間事業者運営型
 - ・地域連携の具体的方法について記載してください。
 - B. 地域共同運営型
 - ・事業内容について、地域団体との分担について記載してください。
 - ・地域連携の具体的方法について記載してください。
- ・提示したパターン案以外の事業形態を想定する場合は、その内容を提案してください。
- ・B. 地域共同運営型を提案する場合は、契約主体、施設管理責任、収益・費用負担、事故・苦情対応、意思決定方法についても記載してください。

運営パターン案		A. 民間事業者運営型	B. 地域共同運営型
事業内容の 分担	事業者	案内所、展示、研修（自然体験・環境学習等）、 農産物加工、地域農産物等を利用した軽飲 食、地域特産物の直売	案内所、展示、研修（自然体験・環境学習 等）、農産物加工、地域農産物等を利用し た軽飲食、地域特産物の直売 について、役割分担を記載してください。
	地域団体		
地域連携の 具体的方法		地元関係者との具体的な連携の方法について、 ①協議参加型（意見交換・調整）又は②連携事業型（イベント・企画等の協働）、及びその 具体的な内容を記載してください。 上記以外の連携方法がある場合は、その内容を記載してください。	

(3) 地域資源の活用について

農地、樹林地、水路、ため池等の地域資源（里地里山環境）を活かした取組を実施してください。

- ・活用にあたり、地域住民、農業者、地域団体等との連携体制を構築してください。
- ・周辺環境や景観への配慮を行い、快適な来訪環境の形成を図ってください。

(4) その他、利活用に当たり必要な取組について

広く環境、地域活性化、Well-being（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の向上等、社会的課題の解決に資する取組を実施してください。

- ・コンセプト素案の方向性を踏まえ、環境、地域活性化、健康で心豊かな暮らし、地域内循環等、SDGsの視点にも資する取組を提案してください。

(5) インフラ整備について

- ・本市が実施する整備内容や、整備に関する本市と事業者の役割分担について、事業実施にあたっての妥当性をお示してください。
- ・飲食機能の提供に関し、必要なスペース、設備等をお示してください。

(6) その他

- ・「3-1 前提条件」に関し、事業実施にあたっての妥当性をお示してください。

4 事業企画書及び利活用ゾーニング図の作成

(1) 作成方法

- ・「3-2 提案をお願いする項目」の考え方を踏まえ、事業を企画のうえ、「事業企画書」及び「利活用ゾーニング図」を作成してください。
- ・「3-2 提案をお願いする項目」(1)～(4)については、必ず提案してください。ただし、条件を満たす提案が難しい場合は、実現可能な提案を記載してください。
- ・「3-2 提案をお願いする項目」(5)、(6)については、考え方への意見を必ず記載してください。
- ・利活用ゾーニング図は、機能ごとの面積を明示してください。

(2) 提出方法

対話の前日までに、Eメールで提出してください。

Eメール：mk-chiikidukuri@city.yokohama.lg.jp

メール件名は【事業企画書等提出】とし、ファイルにはパスワードを設定してください。

(3) 事業者公募への反映（対話参加へのインセンティブ付与の試行実施に向けて）

事業企画書及び利活用ゾーニング図が、次に掲げる条件を全て満たしていると本市が認めた場合、試行的に事業者公募の審査時に加点することを検討しています。

加点する場合の候補者としての採否については、対話終了後に対話結果の公表に合わせて参加事業者にお知らせします。

【加点の候補者となる条件】

- ① 「3-2 提案をお願いする項目」(1)～(4)について、提案が記載されていること。
- ② 「3-2 提案をお願いする項目」(5)、(6)について、意見が記載されていること。
- ③ 利活用ゾーニング図（機能ごとの面積明示含む）を作成していること。

※ 加点の有無及び具体的な点数等は、事業者公募の募集要項においてお示しします。

5 対話の場で何う内容

事業企画書をもとに対話を進めます。そのほか、次の事項を口頭にて確認します。

- ・営業時間の想定
- ・着工から事業開始までに要する期間
- ・企画した事業における対話参加者の役割
- ・全体的な収支見通し
- ・事業実施に向けた課題
- ・地元関係者との意見交換の可否

6 留意事項

(1) 参加及び対話内容の取扱い

- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを御理解ください。

(2) 対話に関する費用

- ・対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

- ・必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。その際は、御協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要を横浜市ウェブサイト等で公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。
- ・参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。

(5) 参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

(6) 参考情報

四季の家ウェブサイト <https://jike-shikinoie.jp/>

7 その他連絡先

対話に関すること、また地域資源、本市所管施設の状況等については、下記の連絡先に問い合わせください。

連 絡 先 横浜市みどり環境局農政推進課（地域づくり担当）

所 在 地 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電 話 ・ F A X 045-671-2608／045-664-4425

E - m a i l mk-chiikidukuri@city.yokohama.lg.jp